

神戸市デジタル人材育成エコシステム形成事業委託仕様書

1. 業務目的

本市は地域におけるIT・デジタル人材の裾野を拡大し、次世代のデジタル人材を育成するエコシステムを形成することで神戸から世界で活躍する高度デジタル人材の輩出を目指している。本事業では若年層を主な対象とし、プログラミング教育やデジタル技術に関連したイベント等を実施する。IT・デジタル分野への興味関心を高め、積極的にIT・デジタルを活用するマインドを醸成し、将来の神戸市の経済成長を支える人材を育成する基盤の構築を目的とする。

加えて、地域の教育機関やエンジニアコミュニティ、企業等と連携し、若年層に対する継続的な学習機会の提供、情報発信プラットフォームの運営を行い、神戸市における持続的な人材育成エコシステムの確立を目指す。

2. 事業概要および業務内容

受託者は、神戸市における若年層を対象とし、本事業の運営主体として、実証事業を含む複数の事業を組成・運営・管理する。具体的には、「①人材育成関連プレイヤーの整理・連携体制の構築」、「②若年層向けイベント・プログラムの企画・実施」、「③情報発信・プラットフォームの運営」に加え、神戸市との協議の上、全体企画、再委託、事務局業務、実施支援・管理、効果測定等を行う。

なお、以下に記載の運営内容にとどまらず、神戸市は受託者による提案も受け付けることとする。

① 人材育成関連プレイヤーの整理・連携体制の構築

対象：神戸市内外のIT・デジタル人材育成に関わるプレイヤー（高校、大学、専門学校、塾等の教育機関、エンジニア育成支援団体、IT企業・スタートアップ、その他関連団体）

目的：神戸市における人材育成エコシステムの基盤形成および関係者間の連携促進。

内容：神戸市内外のIT、デジタル人材育成に関わるプレイヤーの調査および整理を行うこと。

上記プレイヤーとの連携体制を構築すること。

プレイヤー間の定期的な情報交換会、連携会議を四半期に1回以上開催すること。

② 若年層向けイベント・プログラムの企画・実施

対象：神戸市内の中高生、大学生等の若年層

場所：神戸市と協議の上決定すること

目的：IT・デジタル分野への興味関心の喚起および技術習得機会の提供

内容：IT、デジタル分野への興味関心を喚起させる定期イベントを原則月1回実施する。

イベント実施にあたっては、連携プレイヤーと共催または協力の上で実施すること。

イベント実施にあたっては、共創拠点などの活用検討も行うこと。

各イベントの参加者数目標は各回20名以上、2026年3月末時点で350人の学生へのリーチができていること。

③ 情報発信・プラットフォームの運営

対象：神戸市内のIT・デジタル人材育成に関心のある若年層および関係機関

目的：人材育成関連情報の一元化および継続的な情報提供

内容：神戸市内のIT、デジタル人材育成に関する情報を一元的に発信できる仕組みを整えること。

SNS等を活用した情報発信を月2回以上行うこと。

市のwebサイトも活用し、イベント・プログラム参加者へ継続的に情報提供を行うこと。

④ 成果の評価・改善

対象：本事業全体の取組

目的：事業効果の検証および持続的な改善

内容：各イベント・プログラムにおける参加者アンケートを実施すること。

参加者の継続率・ステップアップ状況の追跡調査を行うこと。

年度末における事業成果の取りまとめと次年度への改善提案を行うこと。

3. 委託料(上限)

3,000,000円 (税込み)

4. 成果物の提出

受託者は、神戸市（以下「委託者」という）が定める次の「7. 本作業上の条件」に基づき、定められた期日までに本件の業務を確実に行うとともに、下記に定める成果物を作成し、成果物納品場所へ納入しなければならない。

(1) 業務の実施中に提出する書類(2025年7月以降、毎月提出すること)

・実施状況報告書

実施状況報告書には下記の情報を必ず記載すること

① 月次報告書（毎月の活動内容、進捗状況、課題等）

② イベント・プログラム実施報告書（内容、参加者数、アンケート結果）

・業務打合せ等記録簿

(2) 業務の完了時に提出する書類(2026年3月末日までに、納品すること)

・年間事業報告書

- 実施内容の詳細

- 参加者数・属性等の実績データ

- アンケート結果の分析

- 事業の成果と課題

- 次年度に向けた改善提案

※その他、業務によって得られた資料一式

5. ウェブ媒体の管理権限

① 受託者が本業務の遂行のために作成・運用するSNSなどの媒体について、神戸市が本事業を2026年4月以降も継続実施する場合、受託者は当該媒体の管理に係るすべての権限を神戸市が指定する事業者へ譲渡すること。

② 指定された事業者がその権利を放棄する場合、本業務の受託者はその媒体を継続して運用することができる。ただし、そのアカウント名やサイト名を含む運用方法については、神戸市が本事業を継続するにあたり支障がない方法を神戸市と協議の上決定すること。

6. 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権は以下に定めるところによる。

① 成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は受託者に帰属するものとする。

- ② 神戸市が成果物を修正すること及び業務遂行のために利用することを認めるものとする。なお、神戸市は修正した箇所及び内容について受託者に通知する。
- ③ 受託者は、神戸市以外の第三者に対し、成果物を利用することを許諾してはならない。

7. 本作業上の条件

- ① 受託者は、不測の事態により、定められた期日までに作業を終了することが困難になった場合は、遅滞なくその旨を委託者に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受託者は、作業が困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するよう努めなければならない。
- ② この業務は受託者が自ら実施するものとする。ただし、専門的で高度な解析が必要となるなど再委託することが業務遂行に有用であると認められる場合には、事前に委託者の承認を得て再委託することができる。
- ③ 受託者は、本業務の実施過程で知り得た情報については、第三者に漏洩してはならない。ただし、委託者の了解を得たうえで関係者に情報提供することはできる。
- ④ 「神戸市セキュリティポリシー」および「神戸市ホームページ作成ガイドライン」（いずれも神戸市ホームページ掲載）を遵守すること。
- ⑤ 成果物の作成には、原則としてマイクロソフト社のWord、Excel、PowerPointを使用すること。ただし、委託者の承認を得ることで他のアプリケーションの使用も妨げない。

8. 成果物納品場所

住所 〒651-0087 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館7階

神戸市経済観光局 新産業創造課 担当：薮崎、尾野

電話 078-984-0293 FAX 078-984-0299

電子メールアドレス shinsangyosozo@city.kobe.lg.jp

(以上)